官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件の一部を改正する件（外務一四三）　一
○国際連合安全保障理事会の決定等に基づき凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件の一部を改正する件（同一四四）　四

告示

○外務省告示第百四十三号

北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となる者を指定する件（平成二十一年外務省告示第二百九十七号。なお、平成二十一年外務省告示第三百九十二号、平成二十四年外務省告示第百七十四号、平成二十五年外務省告示第四十一号、同年外務省告示第百十五号、平成二十六年外務省告示第二百七十七号、平成二十八年外務省告示第六十八号、同年外務省告示第四百六十四号、平成二十九年外務省告示第二百四号、同年外務省告示第二百八十九号、同年外務省告示第三百三十四号及び同年外務省告示第四百三十二号により改正が行われている。）に関し、平成三十年三月三十日、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号十二に従って設置された委員会が、同理事会決議第千七百十八号8（d）に定められた資産凍結等の措置の対象となる者を新たに指定したこと等に基づき、平成二十一年外務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年四月十日

外務大臣　河野　太郎